

議会基本条例の

制定に向けて

宍粟市議会での議論がはじまりました

平成12年の地方分権一括法の制定により、自治体の権限が拡大したことに伴い、地方議会の役割も大きくなりました。これに対応して、議会改革を求める声も地方議会人の中から大きくなり、平成17年北海道の栗山町議会が日本で初めて「議会基本条例」を制定しました。

この条例は、議会に関する基本的事項を総合的体系的に規定しようとするもので、議会自体の活性化を図り、議員は地域の課題のみならず、様々な市政の問題とこれに対する市民の意向を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指そうとする、地方議会の憲法とも言えるべきものです。

現在までにおよそ70の地方議会が条例化しており、兵庫県では昨年4月に朝来市が先陣を切りました。内容はそれぞれの議会によりさまざまですが、「長（執行機関）」と「議会」の二元代表制をとる地方自治にあつて、自治体の団体意思を決定する「議事機関」としての根幹を定める、重要なものとして宍粟市議会でもその制定に向けた議論がはじまりましたので、お知らせします。



音水湖カヌーレース

編集後記

昨年8月には中央政府において戦後最大の政治変革があり、政権交代となりました。地方の私たちにどのような影響があるのかまったく未知数ですが、各予算の交付金等にじわりと現れつつあります。

宍粟市の財政は予断を許さず厳しいものがありますが、8月の9号台風災害復興に見るように、多くの人たちの努力と県内外からの温かいご支援と感動を覚える復興の輪が広がったのは宍粟のふるさとを大切に思っておられる幾多の人たちの善なる力そのものです。この先、多くの困難な問題に遭遇しようとも必ず乗り越えられるのではと思う勇気を呼び起こしました。

曆は新しくなり時代は次のページに入ろうとしています。世界の情勢は混沌として中近東、東アジアではまだまだ紛争の火種は残り平和ではありません。加えて日本は各国の通貨不安と熾烈な経済競争の中に置かれています。不況の嵐は今年一杯は覚悟しなければと思うところです。日本人の持っている長所は変化に強く改善と工夫する力だと思えます。なんとしても多くの方々の知恵と力をお借りして困難に立ち向かいたいところです。

ふるさと宍粟の山々は雪景色、雪が付いた小枝の芽もよく見れば春の陽を迎えるべくもう次の花葉の細胞を育んでいます。太陽に向かって努力した芽だけが花をつけます、自然のうつろいも人に諭すものがあります。私たちも宍粟の春に向けて未来を信じ準備と努力をしたいと思えます。そんな気持ちで編集いたしました。ご愛読願います。

広報委員一同